

シンガポール、アジアに広がる 日本弁護士の活躍の場

第二東京弁護士会会員

鈴木 由里

Suzuki, Yuri

1 はじめに

2015年6月22日（月）、シンガポールにおいて日弁連とシンガポール弁護士会の共同セミナー「Globalisation of Legal Practices - An Asian Perspectives」（法律サービスのグローバル化—アジアの視点）は開催された。日本からは村越進会長及び法律サービス展開本部国際業務推進センター・国際室のメンバーが参加し、現地会場ではシンガポールの弁護士、シンガポールで勤務する日本の弁護士等多数の方にご来場いただいた。

2 第1セッション

当セッションでは、弁護士の国際化をテーマに、弁護士会の役割、外国弁護士規制の在り方と各国規制の調和等について討議された。

冒頭、矢吹センター長より、近年シンガポールに進出する日本の法律事務所や同国で執務する日本弁護士が増加傾向にあることと、シンガポールの法律事務所が海外展開を積極に推進している状況について説明がなされた。

Wong氏は、シンガポールの経済が発展し東南アジアのハブとなるにつれ国際的な法律問題が増加する中、規制緩和によりシンガポールでの外国弁護士の活動が正式に認められ同国に進出する外国法律事務所及び外国弁護士が激増していることに加え、弁護士を目指す若者が増えシンガポール弁護士自体も増加傾向にあることから、同国のリーガル・マーケットの競争が激化していること、アジア諸国に拠点を設けるシンガポールの法律事務所が増えていること、今後も成長が見込める国際的な法律業務に関心を持つ若手弁護士も増えていること等について説明し、このような国際化の動きを支援することがシンガポール弁護士会の課題であると述べられた。

これに対し、武藤副センター長は、日本においても急速な国際化の進展と国内リーガル・マーケットの競争激化によって法律事務所と弁護士が海外に目を向ける傾向が強まっている

が、英語を公用語とし英米法系でもあるシンガポールと異なり、日本は言語と法体系がハードルとなること、一般に訴訟以外の法律問題について弁護士を利用する意識が低いこと、特に中小企業が渉外的リーガル・サービスに十分アクセスできていないこと等の点を挙げ、これらの問題に対処するため、日弁連内外の各組織が活動していることを報告した。

外国弁護士規制については、シンガポールは近年大幅に自由化され、シンガポール法業務についても現地法律事務所との共同事業形態をとれば取扱いが可能となり、Wong氏は現時点ではさらなる自由化は不要との認識を示したが、日本では、外国弁護士が日本弁護士との共同事業のみならず日本弁護士を雇用して日本法業務にあたらせることも許容されている点で世界的にも最も開放された市場になっているため、ここに若干の認識の差異がみられた。

3 第2セッション

当セッションでは、シンガポールとアジアにおける国際仲裁と国際調停をテーマに、シンガポールでの国際仲裁の発展、日本の国際仲裁の現状と課題、両国の協力等について討議された。

まず、Lok氏からシンガポールにおける国際仲裁の発展について、歴史的背景、文化的・経済的・地理的諸条件、中立な紛争解決地としてのメリット等の説明がなされた。次に、Chan氏から、近時の緊急仲裁人の設置とその活発な利用状況や、シンガポールがアジアにおける紛争解決地として重要な役割を果たしており、そのユーザーとして日本企業も含まれる傾向にあること等の説明があった。高取幹事は、日本における国際仲裁の利用状況、日本企業を含む日本関連の国際仲裁の現状と課題を説明し、日本における国際仲裁の利用件数の低迷の原因として国際仲裁人の育成の遅れ等を挙げた。また、近時の裁判所による国際仲裁判断の取消事例等を紹介し、裁判所による国際仲裁実務への十分

な理解と協力や、国際仲裁へのアクセスを高める必要性等を指摘した。

次に、Lok氏から近時設立されたシンガポール国際商事裁判所及びシンガポール国際調停センターの紹介がなされ、Chan氏がアジアにおいてそれらが国際紛争解決センターとしてシンガポール国際仲裁センターと共に相互に補完し合いながら果たすべき役割と機能について説明を行った。高取幹事は、日本においては裁判官が有効な調停人としての役割を担っていることの歴史的な経緯、紛争を穩便に解決すべきとする日本の伝統と調停との親和性、調停人と仲裁判断権者は同一であるべきとする大陸法的な考え方と別個であるべきとするコモンロー的発想の違い等について説明された。また、国際調停の発展のためには、国際調停を効果的に遂行できる国際調停人の育成が急務であり、アジアにおいて国際紛争解決の一端を担うべき日本の課題と、シンガポールでの発展に見習うべき点等の指摘を行った。

以上について、3人のスピーカーにより、アジアにおける国際仲裁実務をさらに発展させ、より利用しやすいものにしていくための具体的な方法、人材育成等の課題に対処するため的具体策の必要性、シンガポールと日本の仲裁実務家による協力と両国のさらなる連携の重要性について認識を共有し、意見交換を行った。

4 シンガポール弁護士会との友好協定締結・表敬訪問

セミナー参加者が見守る中、村越進会長とThio Shen Yi会長による友好協定調印式が行われ、これにより日弁連とシンガポール弁護士会との間で友好的な相互協力の強化に関する協定書が締結された。ネットワーキング・イベントでは、セミナーのスピーカー、シンガポールで

執務する日本弁護士、シンガポール弁護士会の弁護士を中心に活発な交流が行われた。

続いて、Thio Shen Yi会長、Kelvin Wong副会長を含むシンガポール弁護士会Executive Committeeのメンバーとの昼食会では、両会の参加者が交互に座って大きな円卓を囲み、両国の法曹人口、ロースクール、司法試験制度、弁護士会の仕組みと活動、日本食等、様々な話題を通じて交流を深めた。昼食後は、シンガポール弁護士会前会長のLok氏に同会の会館を案内していただき、両会の機関構成等について情報交換を行った。

5 日本大使館表敬訪問

シンガポール弁護士会訪問後は日本大使館を訪問し、竹内春久特命全権大使らと面会した。村越会長らより、シンガポールで執務する日本弁護士の活動状況、外国弁護士規制、シンガポールにおける日本の中小企業や個人の相談への対応等、日弁連が認識している課題について説明がなされ、竹内大使からもご理解を得ることができた。

6 おわりに

セミナーでは、国際化に向け両国の弁護士が置かれた状況が明らかとなり、国際仲裁と国際調停の発展について両国の連携の重要性について認識を共有することができたほか、両セッションの質疑応答では会場の参加者からも意見が述べられ活発な意見交換がなされたこと、両弁護士会の友好協定が締結された上、両会の個々のメンバーとの交流も深まつたこと、シンガポールで執務する日本弁護士との間で国際化における日本の弁護士の課題について情報及び意見を交換することができたこと等、盛りだくさんで実りの多いシンガポール訪問となった。
〔法律サービス展開本部国際業務推進センター委員〕



シンガポール弁護士会との会食



友好協定締結記念品の贈呈